

国立大学法人福島大学研究代表者（PI）等人件費相当額に関する活用方針

令和5年11月20日 学長裁定

本学は、競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の person 費の支出について（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡申し合わせ）（以下「申し合わせ」という。）に基づき、競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）等の person 費を支出することにより確保された財源の活用方針について以下のとおり定める。

（1）目標

本学の PI 等 person 費を支出することにより確保された財源（以下「PI 等 person 費相当額」という。）の活用目標は、研究者が研究に専念できる環境を整備し、本学の研究力向上をはかることとする。

（2）当該目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策

本学は、当該目標を達成するために PI 等 person 費相当額を以下の使途に用いる。

- ・ PI 等 person 費相当額の 50% を PI 等の処遇の改善のために活用する。
- ・ PI 等 person 費相当額の 50% を本学の研究環境の改善のために活用する。

（3）執行にあたっての留意事項等

本学は、PI 等 person 費相当額の執行にあたっては以下の事項に留意する。

- ・ PI 等が獲得した競争的研究費の使途は当該 PI 等が研究の着実な遂行のために判断するものであり、本学が PI 等に対して person 費の支出を強制することはない。
- ・ 本方針については本学に所属する研究者の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行う。
- ・ 当該方針に掲げる目標の達成に向け、人事給与マネジメント改善等と併せて取り組むものである。

本方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。